

写

新労発基 0702 第1号
令和8年7月2日

新潟地方最低賃金審議会
会長 長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
黒部 恭志

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。